

研究費・プロジェクト系教育経費の効果的予算措置に向けた 文部科学省における取組状況

文 部 科 学 省
予算監視・効率化特命チーム

① 複数年度にわたる予算執行の実現 **科研費の基金化については、平成23年度から対応予定**

「科学研究費補助金」 【平成23年度予算案2, 633億円】

※うち、基金設置のための予算額約853億円

科学研究費補助金の研究種目のうち、新しい柔軟な発想が期待されるとともに、研究規模が小さく多くの研究者が対象となっている「若手研究(B)」、「挑戦的萌芽研究」及び「基盤研究(C)」の新規採択分について「基金化」する改革を図る。複数年分の研究費を基金に一括して予算措置することにより、予定外の進展があった研究について、前倒して研究を実施することを含め、複数年にわたる研究費の柔軟な執行が可能となる。(別紙1 P42)

独立行政法人日本学術振興会に基金を設置するため、第177回国会に「独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案」を提出する予定。

また、研究開発法人の中期目標期間を超える資金配分の効率化に向けた対応について、検討中。(別紙1 P43)

② 国立研究開発機関(仮称)制度の創設 **引き続き検討**

関係府省の副大臣・政務官から構成される「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」(平成21年12月設置)において、平成22年4月にとりまとめた中間報告を踏まえ、新たな制度の具体化に向けた更なる検討を進めている。(別紙1 P44~46)

なお、総合科学技術会議基本政策専門調査会の下に設置された研究開発システムワーキンググループ(平成21年11月設置)において、平成22年12月に報告書がとりまとめられ、新たな制度創設の着実な推進が求められるとともに、総合科学技術会議が「科学技術に関する基本政策について」に対する答申を平成22年12月に行い、国の研究開発機関に関する新たな制度を創設することが盛り込まれた。

③ 目的や内容を明確にした上での公募型研究資金の体系化 **平成23年度から対応予定**

文部科学省が有する競争的資金制度について、現行の22制度から、平成23年度からは5制度(科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業、研究成果展開事業、国際科学技術共同研究推進事業、国家基幹研究開発推進事業)に大括り化する予定。

目的や内容を明確にした上で、競争的資金制度の体系化を図ることにより、競争的資金制度の実施責任の明確化や運用の一層の効率化を実現。(別紙1 P47)

④ 科学・技術重要施策アクション・プランに沿った改革 **平成23年度中に対応完了予定**

総合科学技術会議のイニシアティブの下、文部科学省を含む関係府省等が協調し使用ルールの統一化の具体的内容について検討中。

具体的には、費目構成の統一化、費目間流用ルールの統一化、繰越手続きの簡略化、研究費の合算使用等の論点について検討が進められており、平成23年度中に科学・技術重要施策アクション・プランに明記された取組を達成する予定。

⑤ 研究費の電子申請システムの充実と研究成果情報の活用促進 平成23年度から対応予定

「次期 e-Rad システムの開発」 【平成23年度予算案 2.7億円】

文部科学省内関係部局及び独立行政法人等からなる検討会を設置し、次期府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(平成24年度運用開始予定)のシステムの在り方等について検討中。(別紙1 P48, 49)

⑥ エビデンスに基づく科学技術イノベーション政策の実現 平成23年度から対応予定

「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の推進」

【平成23年度予算案 8.0億円】

経済・社会等の状況を多面的な視点から把握・分析した上で、課題解決等に向けた有効な政策を立案する「客観的根拠に基づく政策形成」の実現に向け、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」のための体制・基盤の整備、研究の推進及び人材の育成を行う。(別紙1 P50)

⑦ 研究活動に専念できる支援体制整備に向けた専門スタッフの養成 平成23年度から対応予定

「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」

【平成23年度予算案 3.0億円】

リサーチ・アドミニストレーターのスキル標準や教育プログラムの検討・整備を行うとともに、リサーチ・アドミニストレーターの配置支援を実施し、大学における人的な研究支援体制の整備を支援することで、研究者が研究活動に専念できる環境の実現を図る。(別紙1 P51)

⑧ 研究開発に係る契約における課題への対応

⑨ 効率的な調達を可能とする購買システムの構築 ②の検討と併せて、引き続き検討

研究開発に係る契約について、例えば研究開発法人においては、国と同様の基準が求められることによる研究開発の停滞といった課題が指摘されていることから、文部科学省所管の全ての研究開発法人に対してヒアリングを実施。「調達物品等の質の低下」「調達期間の長期化」「調達関連業務の増加」「研究開発の継続性・再現性の喪失」等に伴う研究開発の停滞が課題となっていることが指摘された。(別紙1 P52)

今後の研究開発に係る契約の方向性として、国は、「調達コストの削減」や「透明性の確保」に引き続き取り組む一方、「調達時間の短縮」や「調達物品・役務の質の確保(技術蓄積等)」といった観点にも十分に配慮し、研究開発成果を最大化するための方策について、国の研究開発機関の在り方の検討と併せて、引き続き検討していく。

⑩ 会計検査院に対する要望事項の提出 対応済

会計検査院に対して、中間報告を提示。文部科学省と会計検査院は本取組みに向けて、検討の場を設けるなどの措置について意見交換を実施